



2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月23日（予定）
定款変更の効力発生日	2023年6月23日（予定）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 産業用・民生用電気機器（半導体製造機器、コンピュータ機器、計測機器等）<u>及び</u>その部品、原材料、附属品、ソフトウェア等の開発、製造、購入、販売、リース、レンタル<u>及び</u>輸出入</li> <li>2. 前記電気機器<u>及び</u>その部品、原材料、附属品、ソフトウェア等に関する研究開発並びにそのコンサルティング業務</li> <li>3. 電気通信事業、情報提供事業<u>及び</u>それらの受託</li> <li>4. (条文省略)</li> <li>5. 特許権その他工業所有権の取得、譲渡<u>及び</u>その仲介</li> <li>6. (条文省略)</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 産業用・民生用電気機器（半導体製造機器、コンピュータ機器、計測機器等）<u>および</u>その部品、原材料、附属品、ソフトウェア等の開発、製造、購入、販売、リース、レンタル<u>および</u>輸出入</li> <li>2. 前記電気機器<u>および</u>その部品、原材料、附属品、ソフトウェア等に関する研究開発並びにそのコンサルティング業務</li> <li>3. 電気通信事業、情報提供事業<u>および</u>それらの受託</li> <li>4. (現行どおり)</li> <li>5. 特許権その他工業所有権の取得、譲渡<u>および</u>その仲介</li> <li>6. (現行どおり)</li> </ol>
<p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u><u>及び</u>会計監査人を置く。</p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u><u>および</u>会計監査人を置く。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集の時期<u>及び</u>招集権者)</p> <p>第 1 2 条 (条文省略)</p> <p>II. 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、代表取締役会長<u>又は</u>代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役会長<u>又は</u>代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集の時期<u>および</u>招集権者)</p> <p>第 1 2 条 (現行どおり)</p> <p>II. 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、代表取締役会長<u>または</u>代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役会長<u>または</u>代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>

現行定款	変更案
<p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、代表取締役会長又は代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役会長又は代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、代表取締役会長または代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役会長または代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>(決議要件)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>II. (条文省略)</p>	<p>(決議要件)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>II. (現行どおり)</p>
<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>II. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法律省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>II. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法律省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。株主または代理人は、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役・取締役会及び代表取締役 (取締役の員数)</p>	<p>第4章 取締役・取締役会および代表取締役 (取締役の員数)</p>
<p>第17条 当社の取締役は21名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は5名以内とする。</p> <p>II. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>II. (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第18条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>II. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>II. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>III. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>II. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>III. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>IV. 取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会が定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>II. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>III. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>IV. 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会が定める取締役会規程による。</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会長1名を選定することができる。</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 2 4 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 価として当会社から受ける財産上の利益 は、監査等委員である取締役とそれ以外の 取締役とを区別して、株主総会の決議によ って定める。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第 2 5 条 取締役会は、その決議によって執行役員を 選任し、業務を執行させることができる。 II. 取締役会は、その決議によって執行役員 の中から社長 1 名およびその他の役付執行役 員を選定することができる。</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の員数)</p>	
<p>第 2 3 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の選任の方法)</p>	
<p>第 2 4 条 監査役の選任は、株主総会において、議決 権を行使することができる株主の議決権 の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)</p>	
<p>第 2 5 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。 II. 任期満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した監 査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役)</p>	
<p>第 2 6 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役 若干名を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
(監査役会の招集)	
<p>第27条 <u>監査役会の招集は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。</u>  <u>但し、緊急のあるときは、これを短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p>II. <u>監査役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会が定める監査役会規程による。</u></p>	
(新 設)	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u>  <u>(常勤の監査等委員)</u></p>
(新 設)	<p>第26条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会)</u></p>
	<p>第27条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</u>  II. <u>監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 <u>取締役、監査役の責任免除</u>  (損害賠償責任の一部免除)</p>	<p>第6章 <u>取締役の責任免除</u>  (損害賠償責任の一部免除)</p>
<p>第28条 (新 設)</p> <p>当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)、<u>監査役</u>との間に、当社に対する賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</p>	<p>損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  II. <u>当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、当社に対する賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、<u>当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 3 0 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>II. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 3 0 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>II. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 3 2 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>II. 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 3 2 条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>II. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>